

平成20年度における指定確認検査機関への 立入検査結果概要について

東北地方整備局長指定の指定確認検査機関（1機関）に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の31第1項の規定に基づき立入検査を行いました。建築基準法等の建築関係法令違反となる事項は特にありませんでした。

○立入検査を行った箇所 (株)建築検査機構
(東北地方整備局長指定の指定確認検査機関は、当該機関のみです。)

※当発表は東北版であり、国土交通本省において国土交通大臣指定の指定確認検査機関への立入検査概要、都道府県及び特定行政庁による指定確認検査機関への立入件数について記者発表しています。

国土交通省ホームページ《<http://www.mlit.go.jp/>》

なお、東北管内の県及び特定行政庁による指定確認検査機関への立入件数は下記のとおりです。

エリア	指定権者としての立入検査	特定行政庁としての立入検査
青森県内	2件	
岩手県内	1件	1件
宮城県内	3件	
秋田県内	2件	
山形県内		
福島県内	1件	

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局
TEL 022-225-2171（代表）
建政部 住宅調整官 芭蕉宮 総一郎（内線 6114）